

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(空中線電力の表示)
 第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもって表示する。

(空中線電力の表示)
 第四条の四 「同上」

F V	D	A C	主搬送波の変調の型式	記号	空中線電力
			性質	主搬送波を変調する信号の	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(1) インマルサット船舶地球局のインマルサットF型、航空機地球局のインマルサットBGN型、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型及びインマルサットBGN型並びに設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められている固定局の無線設備にあつては平均電力(pY)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(2) 略

F V	D	A C	主搬送波の変調の型式	記号	空中線電力
			性質	主搬送波を変調する信号の	
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	(1) インマルサット船舶地球局のインマルサットF型、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型及びインマルサットBGN型並びに設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められている固定局の無線設備にあつては平均電力(pY)
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	(2) 同上

「2・3 略」

「2・3 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

無線局運用規則等の一部を改正する省令

(無線局運用規則の一部改正)

第二条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(航空局等の聴守電波) 第四百四十六條 法第七十條の四の規定による航空局の聴守電波の型式は、A三E又はJ三Eとし、その周波数は、別に告示する。 「2」4 略</p> <p>5 法第七十條の四の規定による航空機地球局の聴守電波の型式は、G一D、G七D、G七W又はD七Wとし、その周波数は、別に告示する。</p>	改正前	<p>(航空局等の聴守電波) 第四百四十六條 「同上」 「2」4 同上</p> <p>5 法第七十條の四の規定による航空機地球局の聴守電波の型式は、G一D、G七D又はG七Wとし、その周波数は、別に告示する。</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。			

（無線設備規則の一部改正）

第三条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(副次的に発する電波等の限度)
第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

〔2〕27 略

28 航空機地球局のインマルサットB G A N型の受信装置並びにインマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型のうちG一D電波を受信する受信装置、インマルサットB G A N型のうち主として航空機に搭載される受信装置及びインマルサットG S P S型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

〔29〕32 略

(航空機地球局等の無線設備)

第四十五条の二十 航空機地球局の無線設備であつて、一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(無線高速データ通信が可能なもの及びインマルサットB G A N型を除く。)は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

〔一〕略

二 送信装置の条件

〔イ・ロ 略〕

三 受信装置の条件

〔イハ 略〕

〔四〕略

2 航空機地球局の無線設備であつて、一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(無線高速データ通信が可能なものに限る。)は、前項第一号ロ及びハに規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

第四十条の四第三項第一号に規定する条件に適合すること。この場合において、同号ロ(3)

中「毎秒五、六〇〇ビット又は毎秒二四、〇〇〇ビット」とあるのは、「毎秒五、六〇〇ビット」と読み替えるものとする。

〔二・三 略〕

3|| 航空機地球局の無線設備であつて、一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(インマルサットB G A N型に限る。)は、第一項第一号ロ及びハに規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

|| 送信装置の条件

|| 変調方式は、位相変調、一六値直交振幅変調、三二値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

(副次的に発する電波等の限度)
第二十四条 「同上」

〔2〕27 同上

28 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型のうちG一D電波を受信する受信装置、インマルサットB G A N型のうち主として航空機に搭載される受信装置及びインマルサットG S P S型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

〔29〕32 同上

(航空機地球局等の無線設備)

第四十五条の二十 航空機地球局の無線設備であつて、一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの(無線高速データ通信が可能なものを除く。)は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

〔一〕同上

二 送信設備の条件

〔イ・ロ 同上〕

三 受信設備の条件

〔イハ 同上〕

〔四〕同上

〔同上〕

一 「同上」

第四十条の四第五項第一号に規定する条件に適合すること。この場合において、同号ロ(3)中「毎秒五、六〇〇ビット又は毎秒二四、〇〇〇ビット」とあるのは、「毎秒五、六〇〇ビット」と読み替えるものとする。

〔二・三 同上〕

〔新設〕

- ロ 送信速度は、次のいずれかの値（許容偏差は、百万分の一〇とする。）であること。
- 毎秒三三、六〇〇ビット、毎秒六七、二〇〇ビット、毎秒一三四、四〇〇ビット、毎秒一六八、〇〇〇ビット、毎秒二六八、八〇〇ビット、毎秒三〇二、四〇〇ビット、毎秒三三六、〇〇〇ビット、毎秒四二〇、〇〇〇ビット、毎秒五〇四、〇〇〇ビット、毎秒六〇四、八〇〇ビット、毎秒六七二、〇〇〇ビット、毎秒八四〇、〇〇〇ビット又は毎秒一、〇〇八、〇〇〇ビット
 - ハ 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。
 - ニ 受信装置の条件
 - 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、（一）二〇デシベル以上であること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

別表第一号（第5条関係）
周波数の許容偏差の表

- 【表 略】
- 【注1～39 略】
- 40 航空機地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、自動周波数補正機能による変化分を除き次のとおりとする。
- (1) 1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なもの及びインテルサットB G A N型を除く。） 350Hz
- 【(2) 略】
- (3) 1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（インテルサットB G A N型に限る。） 150Hz
- (4) 【略】
- 【注41～57 略】

別表第二号（第6条関係）

- 【第1～第4 略】
- 第5 インテルサット船舶地球局、航空機地球局（インテルサットB G A N型の無線設備に限る。）及びインテルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。
- 【1～5 略】
- 【第6～第75 略】

別表第一号（第5条関係）
周波数の許容偏差の表

- 【表 同左】
- 【注1～39 同左】
- 40 【同左】
- (1) 1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なものを除く。） 350Hz
- 【(2) 同左】
- 【新設】
- (3) 【同左】
- 【注41～57 同左】

別表第二号（第6条関係）

- 【第1～第4 同左】
- 第5 インテルサット船舶地球局及びインテルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。
- 【1～5 同左】
- 【第6～第75 同左】

別表第三号 (第7条関係)

[1～35 略]

36 航空機地球局の送信設備のうち次に掲げる送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 航空機地球局の送信設備のうち1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なもの及びインテルサットB G A N型を除く。）の単一の変調時における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。ただし、搬送波の周波数の（±）35kHzの範囲内については、この限りでない。

〔表 略〕

〔2〕 略〕

37 航空機地球局の送信設備のうち1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（インテルサットB G A N型に限る。）及びインテルサット携帯移動地球局の送信設備のうち次に掲げる送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]

(4) 航空機地球局のインテルサットB G A N型の送信設備及びインテルサット携帯移動地球局のインテルサットB G A N型の送信設備

ア インテルサット携帯移動地球局のうち主として航空機に搭載される無線設備以外の無線設備

〔略〕

イ 航空機地球局及びインテルサット携帯移動地球局のうち主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が15dBW以下の無線設備

〔略〕

ウ 航空機地球局及びインテルサット携帯移動地球局のうち主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が15dBWを超える無線設備

〔略〕

- (5) [略]

[38～64 略]

別図第一号 (別表第3号14、34及び35関係)

[1 略]

〔削る〕

別表第三号 (第7条関係)

[1～35 略]

36 航空機地球局の送信設備のうち次に掲げる送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 航空機地球局の送信設備のうち1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（無線高速データ通信が可能なものを除く。）の単一の変調時における不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。ただし、搬送波の周波数の（±）35kHzの範囲内については、この限りでない。

〔表 略〕

〔2〕 略〕

37 インテルサット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1)～(3) [同左]

(4) インテルサット携帯移動地球局のインテルサットB G A N型の送信設備

ア 主として航空機に搭載される無線設備以外の無線設備

〔同左〕

イ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が15dBW以下の無線設備

〔同左〕

ウ 主として航空機に搭載される無線設備のうち最大等価等方輻射電力が15dBWを超える無線設備

〔同左〕

- (5) [同左]

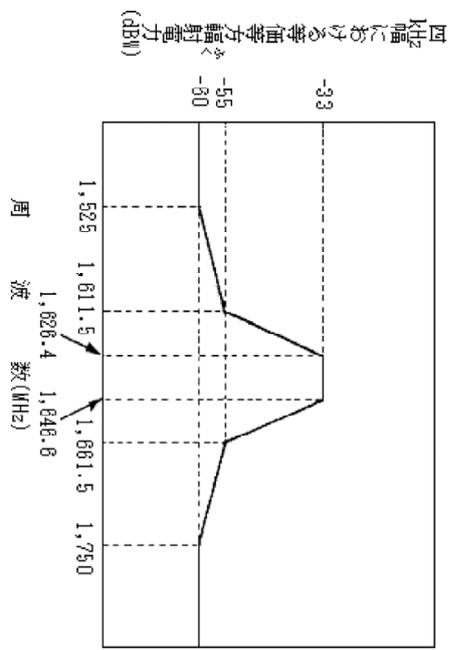
[38～64 同左]

別図第一号 (別表第3号14、34及び35関係)

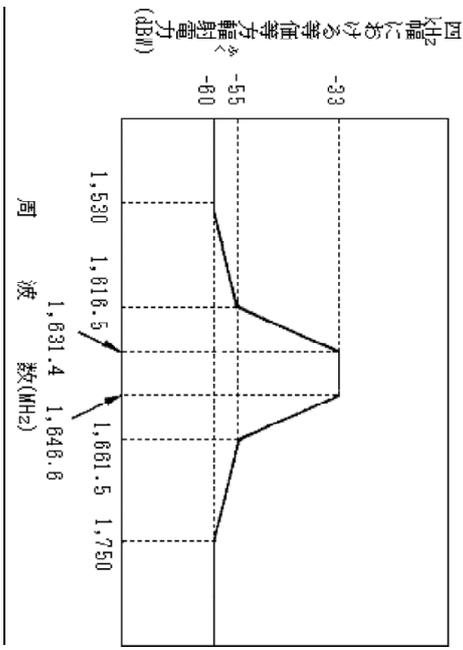
[1 同左]

2 インテルサット船舶地球局及びインテルサット携帯移動地球局のインテルサットM型の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値

〔1〕 標準同調範囲型の無線設備(3)に掲げるものを除く。

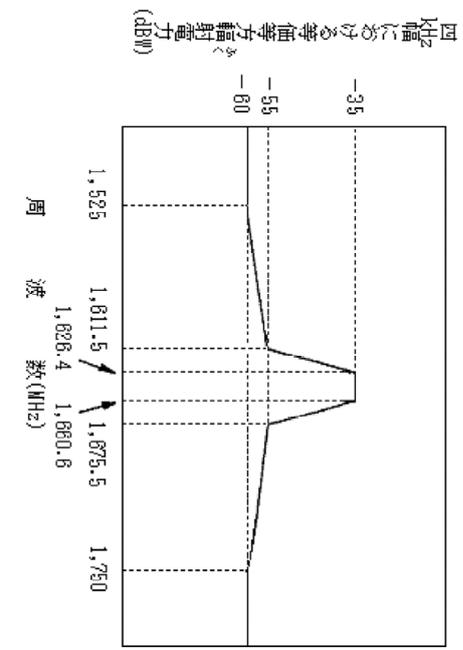


(2) 限定同調範囲型無線設備(3)に掲げるものを除く。)



(3) インサートサツト携帯移動地球局の無線設備

<p>2 <u>インマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型、インマルサット船舶地球局のインマルサットF型並びに1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用する航空機地球局(無線高速データ通信が可能なものに限る。)</u>の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値</p> <p>【図 略】</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>【図 略】</p> <p>別図第四号の九 (第40条の4、<u>第45条の20</u>及び第49条の24関係)</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 <u>インマルサット船舶地球局のインマルサットF型、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型並びに1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用する航空機地球局(無線高速データ通信が可能なものに限る。)</u>の送信設備の位相雑音のレベル</p> <p>【図 略】</p> <p>[4 略]</p> <p>5 <u>航空機地球局のインマルサットB G A N型の送信設備及びインマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の送信設備の位相雑音のレベル</u></p> <p>【図 略】</p>	<p>4 <u>インマルサット携帯移動地球局のインマルサットM型及びインマルサットF型、インマルサット船舶地球局のインマルサットF型並びに1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用する航空機地球局(無線高速データ通信が可能なものに限る。)</u>の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値</p> <p>【図 同左】</p> <p><u>4</u> [同左]</p> <p>【図 同左】</p> <p>別図第四号の九 (第40条の4及び第49条の24関係)</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 <u>インマルサット船舶地球局のインマルサットM型及びインマルサットF型、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットM型、インマルサットミニM型及びインマルサットF型並びに1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用する航空機地球局(無線高速データ通信が可能なものに限る。)</u>の送信設備の位相雑音のレベル</p> <p>【図 同左】</p> <p>[4 同左]</p> <p>5 <u>インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の送信設備の位相雑音のレベル</u></p> <p>【図 同左】</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。